

岩手県告示第595号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量を実施する旨県南広域振興局長から次のとおり通知があった。

令和7年10月10日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 公共測量を実施する地域 花巻市東和町砂子地内
- 2 公共測量を実施する期間 令和7年10月1日から令和8年1月30日まで
- 3 実施する公共測量の種類 用地測量